



平成30年10月5日
千葉県税理士会
千葉西支部
支部長 福田 繁 男
〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14
習志野商工会議所会館2階
電話 047-455-8200
FAX 047-452-1200

「 資質向上と社会貢献 」

(題字及びテーマは支部長)

正会員 242 名 (うち税理士法人 12) 準会員 1 名 計 243 名

支部親睦旅行



平成 30 年 9 月 8 日 (土) 千葉県税理士会 千葉西支部親睦旅行
富士レークホテル



平成 30 年 9 月 8 日 (土) 千葉県税理士会親睦旅行
山梨県立リニア見学センター



着任のご挨拶

千葉西税務署長 本間 英夫

涼秋の候、千葉県税理士会千葉西支部会員の皆様におかれましては、益々の御清栄のこととお慶び申し上げます。

本年7月の人事異動で、東京国税局調査部調査第54部門統括官から参りました、本間でございます。前任の佐伯署長同様、御厚情を賜りますようよろしくお願いいたします。

福田支部長をはじめ役員並びに会員の皆様には、「税を考える週間」や「確定申告」の時期を中心に各種広報施策や「税の無料相談」、更には、「租税教室」への講師派遣などの税の啓蒙活動、e-Tax の利用拡大へのご協力など、様々な取組を通じて多くのご支援をいただいております、厚く御礼申し上げます。

さて、経済社会と行政の ICT 化が進み、税務行

政の環境も大きく変化している中、e-Tax のより一層の普及・定着に向けた取組は急務であると考えます。特に大法人の電子申告義務化、個人の確定申告の e-Tax 利用拡大に向けた ID・パスワード方式の本格導入が挙げられますが、他にも消費税率の引き上げに伴う軽減税率制度導入など、取り組むべき課題は山積しております。納税者の皆様の理解を得ながら、国税庁の使命を果たすためには、税理士会の皆様のお力添えは不可欠であり、今後とも連携・協調を図り積極的に取り組んで参りたいと存じます。

結びに当たりまして、千葉県税理士会千葉西支部の益々の御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

千葉西税務署 定期人事異動による転出・転入者名簿

転 出 等		職 名	転 入 等	
氏 名	発 令 事 項		氏 名	前 任 部 署
佐伯 章二	税大(和光)・総合教育部・主任教授	署 長	本間 英夫	局調四・調 54・統括調官
堀込 進	神田・総務・副署長	副署長(法)	佐藤 康久	玉川・総務・課長
古屋 洋	江東東・特官(法人)・特官	特 官(法)	増田 匡則	新宿・特官(所得)・特官
高田 勝則	広島局・審判・副審判官	総 務 課 長	藤田智奈美	局課一・課総・総括主査
迎 義典	松戸・管運1・統括官	管運1統括	伊藤 勝也	小石川・管運1・統括官
萩原 武志	千葉東・管運4・統括官	管運4統括	城戸 浩生	麴町・管運4・統括官
岩永 優代	成田・管運2・統括官	管運連調官	田中 幸宏	江戸川南・管運1・総括上席
大重 仁志	荒川・総務・総務課長	徴収1統括	平田 裕二	江東西・徴収・統括官
西村 昇	局課一・個人・課長補佐	個人1統括	塚本 潤也	局課一・個人・記帳専官
木村 友美	局課一・課総・主査	個人3統括	山田 研次	江戸川北・個人4・統括官
富澤 健男	財務省	個人4統括	岩崎 友紀	局課一・訟務・主査
青木 敏江	船橋・個人2・統括官	個人5統括	平良 安伸	成田・個人5・上席調査官
湯澤 一憲	江東西・個人3・統括官	個人連調官	岡田 義幸	千葉南・個人1・総括上席
宮崎 修	局査・管理課・課長補佐	法人1統括	青木 崇匡	茂原・法人1・統括官
友野 広	麴町・特調・特情官	法人3統括	小倉 俊樹	荻窪・法人2・統括官
長谷川善之	東金・法人2・統括官	法人5統括	本田 幹雄	千葉南・法人4・統括官
鈴木 正史	成田・個人6・統括官	法人連調官	岡崎 雅典	船橋・総務・課長補佐
口田 祐介	東京上野・総務・課長補佐	課 長 補 佐	福井 加奈	江戸川北・法人2・上席調査官
板倉由利枝	局課一・資産評価・実査官	総 務 係 長	葦名 秀紀	局徴収・機動・徴収官



旅行特集



支部旅行に参加しましょう！

高安 広純

9月7日、8日の支部親睦旅行に初めて参加しました。集合場所の京成津田沼駅前に着き、笑顔のバスガイドさんと親切な添乗員さんに迎えられ、サロンバスに乗り込みました。

バスが出発してまもなくガイドさんから生ビールが配られ、早速賑やかな宴会が始まりました。トイレ付ですので飲みすぎても安心です。バスは東関道、首都高、中央道を通り山梨県に入りましたが、外は暑くも寒くもない観光日和でした。

1日目の観光はシャトー勝沼で工場見学後ワインの試飲。昼食後にはブドウ狩り。次に訪れたのは富士山レーダードーム館です。富士山頂マイナス20℃の疑似体験をしましたが、観測員のご苦勞が身にしみて感じられました。

その後予定通りの時間に宿泊地の河口湖畔のホテルに到着。温泉露天風呂で1日の疲れを癒やし、いよいよ宴会スタート。おいしい料理をいただきながらカラオケ大会に盛り上がり、楽しいひと時を過ごすことができました。

2日目は、リニア見学センターに向かうバスの中でDVD研修。一挙両得の企画で来年もぜひ採用してもらいたいものです。リニア見学センターでは残念ながら走行試験は行われていませんでしたが、2027年には東京-名古屋間が開業予定、時速500kmで走行するそうです。その後、富士山の噴火によりできた溶岩洞窟の鳴沢氷穴を見学し、河口湖ふなつやで昼食をとった後、お土産を買って帰路につきました。

最後になりますが、このように盛りだくさんの楽しい旅行ですので今回参加できなかった会員の皆様、来年はぜひ参加しましょう。



支部旅行に参加して

村上 俊矩

私は、平成5年8月に開業して、25年が経ちました。平成28年12月に千葉西支部に登録替えをしました。それ以後は、できるだけ支部行事には参加する様にしています。

今回の支部旅行にも、富士山の雄姿が拝めるのではとの期待もあり参加しましたが、生憎の天気で残念でした。しかし、旅行行程は「シャトー勝沼」「富士山レーダードーム館」「鳴沢氷穴」「リニア見学センター」と今まで行った事が無い場所でしたので、良い経験になりました。それに旅行中の食事も美味しく堪能しました。

“旅のしおり”が素晴らしいので、厚生部の方々にお礼を申し上げます。

私は、お酒が弱くて、“お流れ頂戴”が大の苦手で、酒の宴席は参加してもカラオケがあれば、なんとか場が持ちますので助かります。下手な歌を聴いていただいて、ありがとうございました。

車中での宴会も、かなり騒がしくて、ガイド嬢との掛け合いが又面白くて、愉快でした。来年も同じ人が良いですね。「私も飲んで思いっきり酔っぱらえれば良いな」と思いました。

河口湖畔のホテルの朝、虹が出ました。やっと綺麗な写真が撮れました。

来年も参加したいと思っています。





旅行特集



支部旅行に参加して

廣瀬 大典

平成 30 年 9 月 7 日、8 日の支部旅行に参加させていただきました。

私は当初、参加するつもりは無かったのですが、厚生部の方より直接声をかけていただいたため、それをあえて固辞する必要もないかな、と思い直して参加させていただきました。

まず、生ビールサーバー・サロン席・トイレ付きのバスを現実にも初めて見ました。そして、今回の旅行は金曜・土曜という日程であり、すなわち平日の午前からアルコールを摂取するというのは人生初めての経験でした。

いくつかの観光地のうち最も印象に残った場所は富士吉田市の富士山レーダードーム館です。富士山レーダー建設責任者である気象庁観測部高層気象観測課長・測器課長が、当時既に直木賞作家であった新田次郎であるということでした。氏の同名小説原作である 1988 年 NHK 大河ドラマ「武田信玄」を小学生の頃、毎週楽しみにしていたことを記憶しています。

任意参加の支部旅行は、他の会員の税務会計等に関するスタンスを垣間見ることでもあります。実際、申告書の記載形式について激しい論戦を交わす会員の姿もあり、その内容は私にとって今後の指針として大変参考になるものでした。

初参加ということで初対面の会員も多く、最初、正直身構えていた部分も少なくなかったのですが、他の参加者が気を遣って下さったため、思いの外楽しい旅行となりました。

最後になりますが、今回の旅行の企画をしていただき、また声をかけてくださいました厚生部の皆様、本当にありがとうございました。



支部旅行に参加して

工藤 一彦

支部旅行参加は、妻からお許しをもらってから 3 年連続になります。今年は朝から小雨がぱらつく天気でしたが、その後は曇天ながら雨も止み、行楽日和になりました。

初日は「富士山レーダードーム館」、2 日目に「リニア見学センター」に行きました。日本の過去の技術と未来の技術を目のあたりにして、いろいろ勉強になりました。

宿泊したホテルは、戦前からの歴史のある「富士レークホテル」で、とても居心地が良かったです。

夜の宴会恒例は、カラオケ大会ですが、今年は私は初めて審査員をやることになりました。厚生部からは、「辛口のコメントを」と言われたのですが、日ごろから面と向かって人を批判することがない私なので、割と甘めのコメントになってしまったかなと思います。結果は、今回初参加の村上会員が 1 位で、同じく初参加の廣瀬会員が 2 位でした。私がつけた順位と、厚生部から発表された順位が同じだったので、公正な評価ができたかなと安心しました。

2 日目はバスの中で若干雨に遭遇しましたが、鳴沢氷穴で転倒する方もなく、私は天井に頭をぶつけましたが、ヘルメットのおかげで何事もなく帰りの高速もガラガラで、予定よりも 30 分早く全員無事に帰ってきました。

大田川部長をはじめ厚生部の皆様には大変お世話になりました。とても楽しい 2 日間でした。ありがとうございました。





習志野市立第六中学校

林 道廣

中学校の「租税教室」の講師の依頼を受けました。小学校の講師を数回経験していましたが、今回は今までと違って、パワーポイントを使用して実施することになり、生徒は3年生の96名、翌日は1学期の終業式と皆の気持ちは穏やかでした。

パワーポイントの内容は、日本税理士会連合会の租税教育講義用テキストで、テーマを「なぜ税金は必要な?」「公平に集めるって?」「公平に使うって?」「税金から見た民主主義」「日本の財政と課題」に分け、税金を通して「思いやり」と「私たちが主人公」ということを理解してもらうことが目的です。そして、税を題材にして「公平」を考えてもらうとともに、税金から見た民主主義と日本の財政の現状及び今後の課題について講義しました。

さらに、「公平」を考える中で、個人の尊厳と人権を尊重する大切さを感じてもらったことでした。

しかし、初めて使ったパワーポイントが思わぬところで画面が変わったり、クイズの答えが出なかったりと、四苦八苦しているうちに時間が過ぎてしまいました。

最後に、これから生徒たちが「どんな社会で暮らしたいのか」を自ら考え、行動するための一助になればと思います。そして数年後の選挙で、自らが選択する1票に活かして欲しいものです。



各部だより

総務部

齊藤裕介

<第2回幹事会の報告>

8月24日11時より、ホテル ザ・マンハッタンにおいて第2回幹事会が開催され、以下の3つの議決事項につきまして承認されました。

【議決事項】

1. 役員選考委員会委員選任の件
2. 第42回定期総会の招集日時及び場所決定の件
(2019年6月12日(水)に決定しました。)
3. 経理部員増員承認の件

<行事予定>

- 平成30年10月15日(月)
幹事会・研修会・例会・署との連絡会
場所：モリシアホール
- 平成30年12月12日(水)
研修会・例会・署との連絡会・忘年会
場所：ホテル ザ・マンハッタン
- 平成31年1月16日(水)
幹事会・研修会・例会・署との連絡会
場所：モリシアホール

厚生部

大田川 智子

<行事予定>

- 10月5日(金) 支部対抗ソフトボール大会
場所：稲毛海浜公園野球場
- 11月7日(水) 支部対抗テニス大会
場所：エストーレホテルアンドテニスクラブ
- 12月7日(金) 囲碁・将棋大会
場所：千葉県税理士会館

<結果報告>

- 7月13日(金) 支部対抗ボウリング大会
場所：アサヒボウリングセンター
団体の部 第5位
- 9月10日(月) 秋季支部対抗チャリティコンペ
場所：泉カントリー倶楽部
団体の部 第3位
一般の部 優勝 江野澤藤利

制度部

平成 30 年 8 月 20 日
千葉県税理士会
千葉西支部 制度部

平成 32 年度税制改正要望意見書

本書は、千葉西支部会員に対し意見募集を行い、会員より寄せられた意見・要望の中から制度部において意見の集約整理をするとともに、前年の意見書に寄せられた事項についても検討を加えたものである。

なお、本意見書の作成にあたっては、「現代社会に適合した公平な税制を目指すとともに、納税事務の簡素化及び事務負担の軽減を目的とする」を基本方針として取りまとめている。

1. 国税通則法・税務行政手続関係

- (1) 取り下げ書の法整備について 継続
「取り下げ書」について所要の法整備をおこない法的な位置付けを明確にするべきである。

【理由】

現在、税務署等に対して一旦提出した申告書及び届出書等について、その提出に誤りがあった場合等にその効力を無効としたい場合等に「取り下げ書」なる書類の提出を求められる。しかしながら、この文書に関してはその法的な位置づけが明確でなく、法的安定性に欠けている。また、法定化することで、電子申告に対応して頂きたい。

- (2) 源泉所得税の誤納還付請求の明文化について (国通法 56) 継続

源泉所得税について、誤納付がある場合には誤納還付請求書を提出することによって還付を受けることができることを明文化することによって納税者の権利を明らかにすべきである。

2. 国税共通

- (1) 印紙税について 継続
印紙税法の廃止を要望する。

3. 所得税関係

- (1) 親族に対する対価の必要経費の算入について (所法 56、57) 継続
事業者から対価を受ける親族がいる場合の必要経費の特例を改め、生計を一にする親族であっても、これらの者に対して支払う賃借料・報酬等について、その相当額の必要経費

の算入を認めるべきである。

- (2) 公営競技の払戻金に対する課税について 新規
競馬競輪競艇等の投票券の払戻金については非課税とする。

【理由】

当せん金付証券法の当せん金品及びスポーツ振興投票の当せんの払戻金同様に非課税とし、不足する財源については投票券の販売価格に対して、一定割合で直接開催元に負担を求める形をとるべきである。

- (3) 証券取扱い業者等の取り扱う金融商品について 継続

証券取扱い業者が取り扱う金融商品について、その課税形態（一般株式、証券投資信託、証券投資信託（海外）（国内）公社債投資信託・雑・総合譲渡等の課税上の取扱い科目）を取引報告書・商品パンフレット等に記載する商品名に併記することを義務付けることを要望する。

- (4) 譲渡所得税における予定申告制度の創設について 継続

不動産等の譲渡等があった場合において、その譲渡日以後申告期限までの間に譲渡所得税及び譲渡住民税について予定申告・予定納税ができる制度を新設すべきである。

4. 源泉所得税関係

- (1) 源泉所得税の納付期限の見直しについて (所法 183) 継続
源泉所得税の納付期限について、翌月末日と改めると共に、納期の特例の期限についてもそれぞれ 1 月末及び 7 月末と改める。

- (2) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請の提出時期について (所法 217) 継続
新たに源泉徴収義務者となった法人及び個人については、その提出期限を、設立から3月以内もしくは、納期の特例による納期限のいずれか早い日までその提出期限を延長し、かつ、その提出の効果を生じた日又は新たに源泉徴収義務者となった日まで遡及して適用すべきである。

5. 法人税関係

- (1) 役員給与の取り扱いについて (法法 34 ①) 継続
役員給与について原則損金算入とし、不当に高額なもののみを損金不算入の対象とすべきである。
- (2) 相当の地代の見直し(法令 137 法通 13-1-2) 継続
相当の地代を次の通り改定する。

$$\text{自用地評価額} \times \text{基準年利率 (長期)} + \text{固定資産税額} = \text{年間の相当な地代}$$

6. 消費税関係

- (1) 複数税率の廃止について 継続
納税額の算定にあたり企業側の負担の大きい複数税率を廃止する。
- (2) 小規模事業者の申告不要制度の創設について (消法 9、12 の 2) 継続
全事業者を消費税課税事業者と指定するとともに、小規模事業者に対して、申告不要制度を創設し、事務負担の軽減を図るべきである。
- (3) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例について (消法 37) 継続
簡易課税制度選択期間中においても、常に原則課税制度による申告を可能とする制度とすべきである。
- (4) 一括比例配分方式の継続適用義務について (消法 30 ⑤) 継続
一括比例配分方式の継続適用義務を廃止すべきである。
- (5) 課税売上割合の計算方法について (消法令 48) 継続
課税売上割合の算定にあたって、固定資産の譲渡及び投資性資産の譲渡についても、有価証券の譲渡同様に、その算入に一定の制限をすべきである。

7. 相続税関係

- (1) 債務控除について (相法 13) 継続
債務及び葬儀費用の控除対象者を「相続又は遺贈により財産を取得したすべての者」とすべきである。
- (2) 贈与税の申告期限について (相法 28) 継続
贈与時から、翌年3月15日までの間において、贈与税の申告書の提出及び納税手続きを可能とする制度を要望する。
- (3) 相続税の申告期限について(相法 27) 新規
相続税の申告期限を相続の開始があったことを知った日から1年以内とする。

【理由】

遺言や相続時精算課税による生前贈与などにより遺留分が侵害されている相続が増加しており、遺留分減殺請求により遺産の承継が長期化することが多くなっている。よって、遺留分減殺請求権の行使期限と同じく相続税の申告期限も相続開始があったことを知った日から1年以内とすべきである。

8. 地方税関係

- (1) 個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数について (地法 320) 継続
個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数を12回に拡充する。
- (2) 個人住民税の特別徴収について 継続
個人住民税の特別徴収に関しては、給与受給者の選択制とすること。
- (3) 固定資産税の非課税の範囲について (地法 348、地令 49 の 15) 継続
介護保険法等の事業に利用する物件の固定資産税の非課税の範囲について、法人種別要件を撤廃すること。

※紙面の都合上、千葉県税理士会 調査研究部に提出したものの中から、継続のものについては、提案理由を削除し、要約したものである。

綱紀監察部

酒井和雄

1. 名義貸しについて

納税者から依頼を受けて行う「税務代理」、「税務書類の作成」及び「税務相談」は税理士業務とされ、有償無償を問わず税理士以外の人が行うことは認められていません。

そして、税理士でない人に税理士が自分の名義を貸す（他人が作成した税務書類に署名・押印をする）ことが「名義貸し」と呼ばれるものです。

名義貸しが横行する原因としては、税理士自らが税務書類を作成していないもののその内容を確認していることから、税理士自身に名義貸しを行っているという自覚が希薄であり、また、「名義貸し」について誤った認識をしている実情があります。

このように、自分が名義貸しをしているという意識がなくても、名義貸しをしていることがありますので、今一度、税理士法第1条（税理士の使命）を熟読していただき発生の未然防止に努めていただきたいと思います。

2. 「非税理士行為」に関する情報提供についてのお願い

電話帳、看板、広告（インターネット、チラシ等）等により、違反事実を把握したときは、速やかに情報提供をお願いいたします。

広報部

澤里忠良

○ 租税教室について

- 7月12日（木）、千葉市立幕張西小学校5クラス（194人）を5名の会員で実施。
- 7月13日（金）、千葉市立犢橋中学校2クラス（74人）を1名の会員で実施。
- 7月19日（木）、習志野市立第六中学校4クラス（155人）を2名の会員で実施。

内容は「税について考える」をテーマとして「公平」な税とは、「税における民主主義」「公債金」などについてグループ討議を主眼として実施しました。

〈実施予定〉

- 10月18日（木）千葉市立犢橋高等学校の3学年全員約300名、担当会員1名

○ 原稿依頼について

まだ気が早いかも知れませんが、来年の1月号は“亥”年生まれ新年雑感号となりますので、“亥”年生まれの方は、原稿依頼が来ますのでよろしくをお願いいたします。

会員の皆様のご協力をお願いいたします。

続・ちやうどの掲示板

もう一度 力を合わせて

本稿を手にする頃には、消費税の10%への税率の引き上げと8%の軽減税率の導入が確定しているかもしれません。

軽減税率が導入された場合の影響は、飲食料品の販売事業者の消費税の計算への影響以上に、一般の課税事業者の課税仕入れの消費税額の計算に多大な負担をもたらすことになるでしょう。

現在でも、臨時的に課税売上高5億円を超える事業者や課税売上割合が95%未満となってしまう事業者が個別対応方式を適用して課税仕入れを課税・非課税・共通に区分する難しい判断を求められています。

この判断とその税額計算を標準税率と軽減税率の導入後も継続することとなると、会計業務を基礎として業務を進める税理士事務所では、その事務負担の増加を職員さんの増加でカバーできなくなり、さらにこれらのコストを報酬で回収できない状況となり、なんとかこれを解決しなければいけません。

そこで、利息の扱いに再度提案したい。

一般の企業や個人事業者が行う金融機関等への預金は、消費税では対価を得て行う資産の貸付けと位置づけ、預金者が金融機関から受領する対価は、利子として捉え、非課税売上上げとしています。

そこで、金融・保険・投資業等以外の一般事業者による預貯金等の運用収益である利子等がその課税期間の資産の譲渡等の対価の額の5%未満の場合には、課税売上割合の計算上なかったものとするため、消費税法の政令第48条に

「7 事業者が行う資産の譲渡等のうち、別表第二第一項第三号の資産の貸付け等に係る利子等の額が資産の譲渡等の合計額に占める割合が5%未満の場合には、その利子等の額は、課税売上割合の計算上ないものとみなす。」

を追加することを提案し、千葉西支部から本会へ、日税連へ声をあげて行きましょう。

（追記）フランス付加価値税において、受取利息が5%未満の場合には、課税売上割合の計算上ないものとする処理が採用されています。

（千葉県税理士会千葉西支部特別会員 岩下忠吾）

会員の異動

○新入会員

岩澤 英彦

30年8月23日(新規入会)

昭和43年6月7日生

千葉市花見川区花園4-3-5

高木清税理士事務所

TEL 043-271-5641

長岡 忠昭

30年9月25日(新規入会)

昭和27年10月12日生

千葉市美浜区中瀬1-3-B棟22階

菅原校一税理士事務所

TEL 043-301-2951

船本 幸史

30年9月25日(新規入会)

昭和54年11月24日生

千葉市花見川区幕張本郷

1-2-24-6F

船本洋子税理士事務所

TEL 043-272-3112

○退会会員

雨宮 譽夫 30年8月16日(業務廃止)

松田賢一郎 30年9月14日(東京会へ)

金谷 30年9月29日(業務廃止)

佐藤 豪 30年9月30日(業務廃止)

○事務所変更

駒井栄次郎 習志野市谷津1-18-42

TEL 047-470-5272

駒井 悦子 習志野市谷津1-18-42

TEL 047-411-7050

林 剛 習志野市谷津1-16-1

モリシアビルオフィス8F

税理士法人税務総合事務所津田沼事務所

TEL 047-403-7100

税理士法人税務総合事務所津田沼事務所

習志野市谷津1-16-1

モリシアビルオフィス8F

TEL 047-403-7100



編集後記

読書の秋です。最近のお気に入り、森毅「まちがったっていいじゃないか」(ちくま文庫)です。小学校の教科書に掲載されていたのを見て読み始めました。間違いだらけの自分を肯定してくれる癒やしの書籍です。

色々間違ってもいいんです。前向きに生きましょう。 河西 昌彦

日税グループは、税理士界ひとすじに おかげさまで 45 周年！

税理士とその関与先のために



税理士先生とその関与先様のために様々なご相談にお応えします！



税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

- 税理士顧問料の集金代行
- 税理士業務関連の研修会の企画運営
- 関与先の事業に係わる集金代行
- 関与先の経営課題解決

株式会社 日税ビジネスサービス

0120-155-551



不動産の売買仲介

関与先の不動産案件をご紹介ください。

- 相続
- 物件調査
- 収益物件・有効活用
- 財産評価サポート
- 不動産鑑定評価

株式会社 日税不動産情報センター

03-3346-2220 (本社代表)



生命保険

- がん保険・医療保険
(全税共集団取扱保険料適用)
- 生命保険コンサルティング

株式会社 共栄会保険代行

0120-922-752



生命保険・損害保険

- 団体所得補償保険
(全税共団体割引適用)
- 生命保険コンサルティング

株式会社 日税サービス

0120-312-112



日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F

日税グループ

検索